

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【会社名】	サンリン株式会社
【英訳名】	SANRIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 勝久
【本店の所在の場所】	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3
【電話番号】	0 2 6 3 (9 7) 3 0 3 0
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大槻 清人
【最寄りの連絡場所】	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3
【電話番号】	0 2 6 3 (9 7) 3 0 3 0
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大槻 清人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 505円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	600,000株	単元株式数は1,000株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成23年11月11日（金）開催の取締役会における決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	600,000株	303,000,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	600,000株	303,000,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
505	-	1,000株	平成23年11月25日（金）	-	平成23年11月28日（月）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 当社は、割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに上記株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われなないこととなります。
4. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
サンリン株式会社 総務部	長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社長野銀行 本店営業部	長野県松本市渚二丁目 9 番38号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
303,000,000	2,000,000	301,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
L P ガス充填所および事業所移転統合のための建設資金	150	平成24年 1 月
当社グループ社屋太陽光発電設備設置資金	151	平成24年10月

上記差引手取概算額301,000,000円につきましては、太陽光発電設備設置投資およびL P ガス充填所および事業所移転統合新築資金とする予定であります。

本自己株式処分により調達する資金を、今後重要性が増す再生可能エネルギー分野への新規設備投資や、コスト削減を目的とした支店統合のための移転新築資金に充当することにより、売上の拡大および収益性の改善が図られ、また地元金融機関である株式会社長野銀行および主要仕入先であるリンナイ株式会社と安定的な取引関係の一層の強化を図ることにより、当社の企業価値向上に資することとなり、ひいては既存株主の皆様への利益還元にも繋がることから、当該資金の使途には合理性があると判断しております。

なお、支出実行までの資金管理につきましては、当社銀行普通口座において適切に管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社長野銀行	
	本店の所在地	長野県松本市渚二丁目9番38号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第52期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) 平成23年6月27日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第53期第1四半期(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) 平成23年8月5日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は当該割当予定先の普通株式10,000株(発行済株式総数の0.01%)を保有しております。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当該割当予定先は当社の普通株式58,000株(発行済株式総数の0.47%)を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	銀行取引	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、平成23年11月11日現在におけるものです。

a. 割当予定先の概要	名称	リンナイ株式会社	
	本店の所在地	愛知県名古屋市中川区福住町2番26号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第61期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) 平成23年6月29日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第62期第1四半期(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) 平成23年8月9日関東財務局長に提出 事業年度 第62期第2四半期(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日) 平成23年11月11日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は当該割当予定先の普通株式21,260株(発行済株式総数の0.03%)を保有しております。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当該割当予定先は当社の普通株式512,000株(発行済株式総数の4.16%)を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	商品仕入	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、平成23年11月11日現在におけるものです。

c．割当予定先の選定理由

株式会社長野銀行は、当社と同じく中信地域に本店を置く地元金融機関として、当社の財務活動をサポートしていただいております。当該会社と安定的な取引関係を構築、維持することは、今後の当社グループの資金調達をより確実なものにすることとなり、また、情報の共有を促進することにより、財務基盤の強化と事業展開体制の整備がなされ、当社の企業価値向上に資するものと考え、今回の自己株式の処分先として選定いたしました。

リンナイ株式会社は、国内有数のガス機器および住宅関連機器の製造メーカーであり、当社の機器商品仕入れの約18%を占める主要仕入先であります。今後も、安定的な取引関係を維持・発展させることは、当社グループが事業推進に要する機器類の調達等をより確実なものとし、当社の企業価値向上に資するものと考え、今回の自己株式の処分先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

株式会社長野銀行に400,000株、リンナイ株式会社に200,000株をそれぞれ割り当てる予定であります。

e．株券等の保有方針

各割当予定先からは、一層の関係強化の目的に鑑み、中長期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。

また当社は、各割当予定先に対して、自己株式処分の期日（平成23年11月28日）から2年間において、本自己株式処分により取得した当社株式の全部または一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称および譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社大阪証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書の発行を依頼する予定であり内諾を得ております。

f．払込みに要する資金等の状況

株式会社東京証券取引所に上場している株式会社長野銀行につきましては、直近の有価証券報告書（平成23年6月27日提出）における財務諸表の経常収益、総資産、純資産、現金及び預金の状況等から、本自己株式処分の払込みに要する十分な現預金を有していることを確認しております。

株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しているリンナイ株式会社につきましては、直近の有価証券報告書（平成23年6月29日提出）における財務諸表の売上高、総資産、純資産、現金及び預金の状況等から、本自己株式処分の払込みに要する十分な現預金を有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

株式会社長野銀行は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書において広く公表している株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」並びに、「反社会的勢力との対決宣言」を定めホームページ上にも公開し、役職員に対しコンプライアンスの重要性について徹底していることを確認しており、同社、同社の役員若しくは子会社又は同社の主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

リンナイ株式会社は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書において広く公表している株式会社東京証券取引所市場第一部並びに株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、当該証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」並びに、企業倫理委員会を設置しコンプライアンスの重要性について徹底していることをホームページ等で確認しており、同社、同社の役員若しくは子会社又は同社の主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．発行価格の算定根拠と合理性に関する考え方

発行価格につきましては、平成23年11月11日開催の取締役会決議の直前取引成立日である平成23年10月28日の株式会社大阪証券取引所における当社株式の終値である505円といたしました。

ディスカウントにつきましては、当社株価の変動状況、財務状況や業績見込、事業環境等を総合的に勘案するとともに、割当予定先が中長期的に保有することのリスク等を考慮し、割当予定先と十分協議の上決定いたしました。

当該発行価格505円につきましては、発行決議日の直前1ヶ月間（平成23年10月11日から平成23年11月10日）における当社株式の終値の平均値503円（円未満切捨て）とのプレミアム率が0.4%、直前3ヶ月間（平成23年8月11日から平成23年11月10日）における当社株式の終値の平均値510円（円未満切捨て）とのディスカウント率が1.0%、直前6ヶ月間（平成23年5月11日から平成23年11月10日）における当社株式の終値の平均値513円（円未満切捨て）とのディスカウント率が1.6%となっておりますが、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しております。

また、当社は、上記発行価格の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当社監査役全員（4名、うち社外監査役2名）から、取締役会における上記算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利でなく適法である旨の見解を得ております。

b．発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の発行数量600,000株は、当社発行済株式総数12,300,000株に対して、4.88%（平成23年9月30日時点の総議決権数11,526個に対する割合は5.21%）であるため、株式の希薄化が生じることとなりますが、発行済株式総数に対する発行数量の規模は小さく、各割当先は中長期的に保有する方針を示していることから、流通市場への影響は軽微であると考えております。また、当社にとって重要関係先である割当予定先との一層の関係強化を図ることは当社の企業価値向上に資するものと考えております。

従って、発行数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ミツウロコ	東京都千代田区外神田 4-14-1	1,676	14.54%	1,676	13.82%
リンナイ株式会社	愛知県名古屋市中川区福住 町2-26	512	4.44%	712	5.87%
等々力 正敏	長野県松本市	614	5.33%	614	5.06%
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字 岡田178-8	575	4.99%	575	4.74%
東燃ゼネラル石油株式会 社	東京都港区港南1-8-15	500	4.34%	500	4.12%
株式会社長野銀行	長野県松本市渚2-9-38	58	0.50%	458	3.78%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社（管理信 託口79212）	東京都港区浜松町2-11-3	352	3.05%	352	2.90%
須澤 孝雄	長野県松本市	346	3.00%	346	2.85%
曽根原 充夫	長野県安曇野市	331	2.87%	331	2.73%
曽根原 かつ江	長野県安曇野市	323	2.80%	323	2.66%
計	-	5,287	45.87%	5,887	48.55%

（注）1．平成23年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の総議決権数に、本自己株式処分により増加する議決権数600個を加えて算出した数値であります。

3．株式会社ミツウロコは、平成23年10月1日付にて、商号を株式会社ミツウロコグループホールディングスに変更しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第77期）および四半期報告書（第78期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年11月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成23年11月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第77期）の提出日（平成23年6月24日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年11月11日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成23年6月28日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 当社普通株式1株につき金18円 総額210,300,768円

(2) 効力発生日 平成23年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 300,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額 別途積立金 300,000,000円

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役として、山根伸右、神澤正哲、坂内富夫、川岸隆を選任する。

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役2名に対し、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈する。その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	10,416	0	0	(注)1	可決(100.00%)
第2号議案				(注)2	
山根 伸右	10,416	0	0		可決(100.00%)
神澤 正哲	10,415	1	0		可決(99.99%)
坂内 富夫	10,416	0	0		可決(100.00%)
川岸 隆	10,404	12	0		可決(99.88%)
第3号議案	10,403	13	0	(注)1	可決(99.88%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第77期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第78期 第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

サンリン株式会社

取締役会 御中

平成22年6月25日

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平田 稔 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンリン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンリン株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サンリン株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、サンリン株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、平成22年5月より、会社及び連結子会社6社の会計システム並びに会社及び会社と業態が同一である連結子会社1社の販売管理システムは新システムに移行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

サンリン株式会社

取締役会 御中

平成23年6月24日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平田 稔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンリン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンリン株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サンリン株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、サンリン株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

サンリン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 亨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンリン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンリン株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

サンリン株式会社

取締役会 御中

平成22年6月25日

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平田 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンリン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンリン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

サンリン株式会社

取締役会 御中

平成23年6月24日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平田 稔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンリン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンリン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。